別表第一中第二十三号を第二十四号とし、第五号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　クロトリマゾール。ただし、膣カンジダ治療薬に限る。

別表第三無機薬品及び有機薬品の項中第二百五十六号を第二百五十七号とし、第五十六号から第二百五十五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五十五号中「クロトリマゾール」の下に「。ただし、膣カンジダ治療薬を除く。」を加え、同号を同項第五十六号とし、同項第三十九号から第五十四号までを一号ずつ繰り下げ、第三十八号の次に次の一号を加える。

三十九　オキシメタゾリン

○農林水産省告示第七百九十号

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十四号）の施行に伴い、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第二条第四項第一号及び外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第三条第一号の規定に基づき、平成八年七月十六日農林水産省告示第千九十七号（排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律第二条第四項第一号の農林水産大臣の指定する者を定める件）及び平成十七年五月六日農林水産省告示第八百五十七号（外国人漁業の規制に関する法律第三条第一号の農林水産大臣の指定する者を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年四月六日

農林水産大臣　林　芳正

第一　平成八年七月十六日農林水産省告示第千九十七号の一部を次のように改正する。

第二号中「技術」を「技術・人文知識・国際業務」に改める。

第二　平成十七年五月六日農林水産省告示第八百五十七号の一部を次のように改正する。

第二号中「水産動植物に」を「水産動植物の採捕に」に、「技術」を「技術・人文知識・国際業務」に改める。

○農林水産省告示第七百九十一号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の七第三項、第四項第一号及び第二号、第七項並びに第八項第一号及び第二号並びに第百二十三条第一項第二号の二口及び第二号の三口の規定に基づき、平成二十五年二月六日農林水産省告示第四百四十七号（収穫基準共済掛金率等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月六日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び関係県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

この告示による改正後の平成二十五年二月六日農林水産省告示第四百四十七号の規定は、なつみかん及びかんきつ類の果樹（うんしゅうみかん、なつみかん及びいよかんを除く。以下同じ。）以外の果樹（以下「一般果樹」という。）に係る収穫共済にあっては平成二十八年産の果実、なつみかん及びかんきつ類の果樹に係る収穫共済にあっては平成二十九年産の果実並びに樹体共済にあっては平成二十七年度に樹体共済に付される果樹に係る共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、平成二十七年以前の年産の一般果樹に係る収穫共済に係る果樹、平成二十八年以前の年産のなつみかん及びかんきつ類の果樹に係る収穫共済に係る果樹並びに平成二十六年度に樹体共済に付された果樹に係る共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第七百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　大分県佐伯市蒲江大字波当津浦字ヲンジ原一の四五から一の四七まで・一の四九から一の五一まで・一の五七から一の五九まで・一の一〇一・一の一四五・一の一五〇・一の一五九・一の一七八（以上十四筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、一の四八・一の六〇から一の六三まで・一の六七・一の六八・一の一四一・一の一四二・一の一四四・一の一五一・一の一五三・一の一六〇・一の一七二から一の一七七まで（以上十九筆国有林）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　大分県別府市大字東山字丸尾一六一五から一六一七まで、一六二五から一六二七まで、字下ノ原一六五〇の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字丸尾一六二五・字下ノ原一六五〇の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び別府市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　大分県中津市山国町中摩字玉取六〇三三、六〇三四（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　大分県中津市山国町槻木字正直一七四六（次の図に示す部分に限る。）、字夏焼谷一七五五の二、一七五六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字正直一七四六・字夏焼谷一七五五の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）